

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年2月4日現在

～2023年2月3日

2023年2月4日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

第1章 総則
(Universal Oneサービスの種類等)

第5条 (略)

3 国際VPNサービスには、当社が定めるArcstar Universal Oneサービス サービス提供条件書（以下「サービス提供条件書」といいます。）及び当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する区別等があります。

第3章 契約

第3節 国際VPNサービスに係る契約

(その他の提供条件)

第25条の21 (略)

5 国際VPNサービスに係るその他の提供条件については、VPNサービスの場合に準ずるものとします。

第1章 総則
(Universal Oneサービスの種類等)

第5条 (略)

3 Universal Oneサービス (国際VPNサービスに係るものに限ります。)には、当社が定めるArcstar Universal Oneサービス サービス提供条件書（以下「サービス提供条件書」といいます。）及び当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する区別等があります。

第3章 契約

第3節 国際VPNサービスに係る契約

(その他の提供条件)

第25条の21 (略)

5 当社は、Universal One契約に係る約款、サービス提供条件書又は当社が指定するサービスオーダーフォームの規定が異なる場合には、次の優先順位でその規定を適用します。

ただし、当社が明確にその優先順位を変更する場合を除きます。

(1) 当社が指定するサービスオーダーフォーム

(2) サービス提供条件書

(3) 約款

6 国際VPNサービスに係るその他の提供条件については、VPNサービスの場合に準ずるものとします。

別記

13の2 回線制御装置の販売等

(1) 当社は、回線契約者（国際VPNサービスに係る者に限ります。以下この別記13の2において同じとします。）から請求があったときは、回線制御装置を販売します。この場合、回線契約者は、当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する料金の支払いを要します。

別記

13の2 削除

| ～2023年2月3日 | 2023年2月4日～ |
|--|--|
| <p>(2) <u>当社は、回線契約者から請求があったときは、当社が販売した回線制御装置について保守サービスを提供します。この場合、回線契約者は、当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p>(3) <u>回線契約者は、当社が販売する回線制御装置を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。</u></p> <p>(4) <u>回線契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。</u> <u>ア 回線契約者が、関連法規により回線制御装置に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと</u> <u>イ 回線制御装置を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと</u> <u>ウ 回線制御装置をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)までに規定するほか、回線制御装置の販売及び保守サービスに係るその他の提供条件については、Universal Oneサービスに準ずるものとします。</u></p> | |
| | <p><u>附 則（令和 5 年 1 月 24 日 C N S 1 第 01007985 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 5 年 2 月 4 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に、当社が販売した回線制御装置（その回線制御装置の保守サービスを含みます。以下この附則において同じとします。）に係る料金その他の取り扱いについては、当社がその回線制御装置の保守サービスの提供を終了するまでの間、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前に当社が回線契約者（国際 V P N サービスに係る者に限ります。以下本附則において同じとします。）に回線制御装置の見積書を提示した場合であって、この改正規定実施後に、その回線契約者からその提示した見積書に係る回線制御装置を購入する旨の請求があったときは、当社は、その見積書が有効である場合に限り、その回線制御装置の販売等を行います。</u> <u>この場合において、当社が販売した回線制御装置に係る料金その他の取り扱いについては、この附則 2 の規定に準ずるものとします。</u> <u>4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> |

| ～2023年2月3日 | 2023年2月4日～ |
|------------|---|
| | <u>5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u> |